

公益財団法人全日本柔道連盟 審判委員規則

(目的)

第1条 この規定は、公益財団法人全日本柔道連盟（以下「全柔連」という。）の審判委員の制度を定め、大会における試合の勝敗に誤りのないように導くとともに、審判員の資質の向上を図ることを目的とする。

(審判委員)

第2条 審判委員は、審判員の試合における判断、判定等について、試合を中断して確認、助言または意見を主張し、円滑な試合進行に寄与するとともに、審判員の技術向上に務めるものとする。

(審判委員の資格)

第3条 全柔連の選考審査委員会委員、審判委員会委員、顧問審判員または全柔連の各ライセンス審判員（公認審判員）が、審判委員の資格を有する。

(審判委員の配置)

第4条 審判委員は、大会における各試合場に2名を配置することを原則とする。大会の規模に応じて審判委員1名でもよいものとする。

2. 審判委員は、大会の規模、試合場の数に応じて、その大会の審判員が務めることができる。

(審判委員の義務等)

第5条 審判委員は、次の各号に挙げるとき、試合を中断して審判員に確認しなければならない。

- (1) 試合を把握し、審判員の判断に疑義があるとき
- (2) 返し技やすかし技などで明確な指示がないとき
- (3) 得点表示板、時計等の確認や訂正するとき
- (4) 審判員に対して助言すべきことがあったとき
- (5) その他、審判委員が必要と認めたとき。

2. 審判員の投技の評価の高低については混乱が生じるので言及しない。
(技有→有効、技有→一本、等)
3. 審判委員は、審判員から意見を求められた場合、助言しなければならない。
4. 審判委員は、審判員の最終決定を尊重しなければならない。

(機器の活用)

第6条 審判委員は、大会主催者が設置した撮影機器を用いた記録を参考にすることができる。

(改廃)

第7条 この規則の改廃は、審判委員会で審議し、会長が決定する。

付則

1. この規定は、平成19年4月1日から施行する。
2. この規定は、平成19年6月20日から一部改正して施行する。
3. この規定は、公益財団法人全日本柔道連盟の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
4. この規定は、令和3年3月15日から規則と改正して施行する。